

議案第164号

債権の放棄について（水道局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 債 務 者 | 大阪市西淀川区中島1丁目6番3号
大林建設工業株式会社 |
| 2 | 債 権 の 内 容 | 配水管工事跡舗装復旧工事請負契約に係る私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条に違反する不当な取引制限に係る損害賠償請求権 |
| 3 | 放棄する債権の額 | 金18,057,416円及びこれに対する遅延損害金並びに支払済みの損害賠償金に係る遅延損害金 |
| 4 | 放 棄 の 理 由 | 債務者の営業実態がないことから、当該債務を弁済することができの見込みがなく、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため |

令和4年9月13日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

債務者に対する配水管工事跡舗装復旧工事請負契約に係る私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条に違反する不当な取引制限に係る損害賠償請求権を放棄するため、この案を提出する次第である。